

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（待避所設置事業）				
地区名	一般県道 <small>きさどおたぎせん</small> 笹戸小田木線				
事業箇所	<small>とよたしおたぎちよう</small> 豊田市小田木町				
事業のあらまし	<p>当該路線は、<small>みかわ</small>三河山間地域の町村間を東西に結ぶ幹線道路である。</p> <p>当該箇所は幅員が狭く見通しの悪いカーブが連続するため、すれ違いが困難な状況となっており、近隣住民から一般交通の安全確保が強く望まれている。</p> <p>以上の観点から、待避所設置を行い、通行車両の安全性の向上を図るものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 交通円滑化</p> <p>【副次目標】</p>				
計画変更の推移		事前評価時	再評価時	変動要因の分析	
	事業期間	H25～H29	H25～H33	用地関係調査の難航による事業期間の延伸	
	事業費（億円）	0.55	0.55	—	
	経費内訳	工事費	0.40	0.40	—
		用補費	0.06	0.06	—
		その他	0.09	0.09	—
事業内容	待避所設置 L=0.26km W=6.5m	待避所設置 L=0.26km W=6.5m	—		
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員が狭くカーブ区間が連続しており、すれ違いが困難な状況となっている。 <p>【再評価時の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> すれ違いが困難な状況に変化はない。 <p>【変動要因の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺状況等に変化はなく、今後も改善が必要となる。 			
	判定	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 待避所確保の必要性は変わらず、事業着手時に引き続き辞表の必要性がある。 		

■対象（事業完了後 5 年目） 対象外

【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・事業実施前後の通行車両の安全性の変化